

県保健所運營業務(自宅療養者支援業務等)に対する 市町村による支援について(案)

1 支援の内容

○県保健所に各市から 1 名、各郡から 1 名若しくは 2 名の職員を派遣いただく。

保健所名	人数	団体等名
岐阜	6 名	羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、羽島郡・本巣郡
西濃	4 名	大垣市、海津市、養老郡・安八郡・不破郡・揖斐郡(2 名)
関	3 名	関市、美濃市、郡上市
可茂	4 名	美濃加茂市、可児市、加茂郡・可児郡(2 名)
東濃	3 名	多治見市、瑞浪市、土岐市
恵那	2 名	中津川市、恵那市
飛騨	4 名	高山市、飛騨市、下呂市、大野郡
合計	26 名	

※感染状況によっては、増員の可能性有り。

2 派遣職員の従事業務

○各県保健所において、自宅療養者支援など主に次の業務に当たっていただく。

- * 自宅療養者情報の整理
- * 保健所と県自宅療養者支援チームとの連絡調整
- * 患者及び濃厚接触者情報の整理、災害時避難者情報の市町村との情報共有
- * 施設、小中学校等の調査及び検査の調整
- * 患者及び濃厚接触者の調査、健康フォローアップの補助 等

3 その他(派遣期間等)

○令和 4 年 2 月 4 日(金)から当面 1 か月間派遣いただくが、感染状況によっては、期間延長の可能性有り。

○市町村からの派遣職員に対し、県職員の併任発令を行い、給与等については県が負担。